

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【公表番号】特表2013-500139(P2013-500139A)

【公表日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2012-522936(P2012-522936)

【国際特許分類】

A 6 1 F 7/02 (2006.01)

A 6 1 M 35/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 7/02 L

A 6 1 M 35/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月22日(2013.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

ミトン(指なし手袋)及びブーティ(短めのブーツ)

以下、図面を詳細に参照するが、図1は、発熱反応加熱型装置1100を示す。発熱反応加熱型装置1100は、開放端を有する囲み部1104を構成する外層1102を備える。図1に示す例示的な実施形態において、外層1102は、その周囲にシール1106を有する表カバー及び裏カバーを設けることにより構成されてもよい。また、他の実施形態においては、外層1102は、単一で一体的な構成であってもよい。本発明の一実施形態において、外層1102は、ポリエチレン(PE)フィルムにより構成されてもよい。なお、当該分野の技術者にとって周知の不透水性材料であれば、いずれのものでも、外層1102を構成するのに好適であろう。図1に示すように、開放端を有する囲み部1104は、手を受け入れることが可能なミトン(指なし手袋)又はグラブ(指が分かれている手袋)の形状である。当該分野の技術者であれば、本発明の他の実施形態において、開放端を有する囲み部1104を、足を受け入れることが可能なブーティ(短めのブーツ)の形状等、種々の形状に形成できることがわかるであろう。さらに、図1は、人の手首又は足首の周りに、開放端を有するカフ部1110を固定するためのタブ1112を示す。タブ1112は、粘着バンド、ボタン、あるいは、開放端を有するカフ部1110を固定する他の好適な手段であってもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

次に図3を参照するが、同図は発熱反応加熱型装置1100の一部を示す断面図であり、発熱反応加熱型装置1100の外側に外層1102が設けられている。外層1102内側の開放端を有する囲み部1104の内部に加熱層1108が配置されている。加熱層1108は、第1の外部布層1120と、発熱反応層1124と、第2の外部布層1128とを備えている。例示的な実施形態において、第1の外部布層1120は、薄葉紙又は同

様の材料により構成されてもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

上述のように、図1及び図2は、加熱層1108内部に配置されたライナ1114を示す。例示的な実施形態において、隙間1134は、加熱層1108とライナ1114とを分離する。ライナ1114は不透水性材料からなり、手又は足が加熱層1108に直接触れないように保護する。不透水性材料としては、天然ゴム、合成ゴム、ポリ塩化ビニル、エチレン酢酸ビニル共重合体、ポリウレタン、アクリル酸重合体、ポリアミド等があるが、これらに限定されるものではない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実質的に平坦な複数の層を有する装置であつて、
気化熱式冷却を低減するために構成される不透水性層と、
前記不透水性層内部の不透水性ライナと、
前記不透水性層と前記不透水性ライナとの間の透水性層と、
吸収性があり、膨張性がある、親水性ポリマーと、この親水性ポリマーに混合され、さらに前記不透水性層と前記透水性層との間の自己加熱型基板に含浸されるマグネシウム-鉄活性無機質コンパウンドの混合物を備える自己加熱型基板と、

前記自己加熱型基板は、水及び塩にさらされることで少なくとも1時間の間、発熱反応を引き起こし、

前記吸収性があり、膨張性がある、親水性ポリマーは、前記自己加熱基板を調節するので、発熱反応はポリマーがない基板よりも激しくない、
ことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記装置が手又は足の受け入れが可能な開放端を有する囲みを形成することを特徴とする、請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記装置がミトン（指なし手袋）であることを特徴とする請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記装置がブーティ（短めのブーツ）であることを特徴とする請求項2に記載の装置。

【請求項5】

前記自己加熱型基板には塩が含まれていることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

複数の局所領域処置ゾーンをさらに備えることを特徴とする、請求項1記載の装置。

【請求項7】

前記複数の局所領域処置ゾーンは、ライナ上に配置され、前記ライナはさらに、ワックス、オイル、オイルキャリア、パラフィン、みつろう、生物活性の酵素、アンチエーティングペプチド類、カンフル、メントール、カプサイシン、アメリカマンサク、緑茶、グレープフルーツシード、及びユッカルートからなる群から選択される局所処置組成物を備える付着皮膚処置部を含むことを特徴とする、請求項6に記載の装置。

【請求項8】

付着皮膚処置部の皮膚浸透性又は治療効果は、熱と接触すると高められることを特徴とする、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 9】

手又は足の周りに前記装置を固定することが可能なカフ部をさらに備えることを特徴とする、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 10】

前記装置は、着用可能なスリーブを形成するように構成されることを特徴とする、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 11】

前記スリーブは、人の腕の一部に合うような寸法であることを特徴とする、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 12】

前記スリーブは人の足の一部に合うような寸法であることを特徴とする、請求項 1 に記載の装置。